

議会改革推進特別委員長中間報告

平成30年12月7日

議会改革推進特別委員会に、平成30年5月24日、議長から「議員定数・議員報酬について」諮問があり、特に「議員定数」についての審査をしましたのでその経過と内容について報告します。

本特別委員会では、適正な議員定数について、議会基本条例の議会のあるべき姿や使命・活動原則に基づき、議会の機能を果たすために、何を根拠として判断するのかを中心に審議しました。

具体的には、判断する基準として、常任委員会の活性化、人口規模や人口推計、面積や産業構造、近隣自治体や全国の類似団体の状況、財政規模、合併後の状況などについて審査しました。そのほか、有識者や会派から意見を伺い、また、全員協議会での議員間討議、先進地の行政視察を行い、審査の参考にしました。

審査の過程で出された主な意見は、次のとおりです。

議会活動を活発にするためには、議員の資質を高め、市民の声を議会に反映させる必要がある。また、総務、教育民生、産業建設の三つの常任委員会が審査の充実や活性化を図り、委員会を機能させるには現在の定数を維持したほうがいい、との意見がありました。

一方、本市の人口や財政規模、類似団体の議員定数削減の状況を考えると、委員会が機能する最低限必要な人数まで削減してもいい、との意見がありました。

審査の結果、「現状維持の24人とする」意見と「22人に削減する」意見の二案に分かれ、ともにもっともな理由があり、最終的に一つの意見を総意とする結論に至りませんでした。

今後は、「議員報酬について」審議していくとともに、議会基本条例に基づき、議会改革や活性化、市民に見える議会等がどうあるべきかなどを議論するなかで、議員定数の議論もしていくこととします。

以上、これまで審査してきました経過と内容について中間報告といたします。